

島根県報

第一、五一六号

平成十五年十月二十四日

(金曜日)

目 次

規則	島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産課)	一
告示	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	二
	土地改良事業計画の認可	(農村整備課)	二
	保安林予定森林(二件)	(森林整備課)	二
	解除予定保安林(二件)	()	三
	保安林指定施業要件の変更(二件)	()	四
	森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示	()	五
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)	(砂防課)	五
	一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域	(建築住宅課)	七
	島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会計課)	八
公告			
	肥料の登録	(生産振興課)	八
	家畜人工授精に関する講習会の開催	(畜産振興課)	八
	特定調達公告		
	島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務の契約の相手方等	(土地資源対策課)	一〇
	手方等		
	美術品等の購入に係る随意契約の相手方等	(文化振興課)	一〇

正誤

公布された条例等のあらまし

- 島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第九八号)
- 一 規則の概要
 - 1 漁業調整上の理由により、漁具漁法の禁止期間の一部を改正することとした。(第三十三条関係)
 - 2 採捕禁止区域の一部を削除することとした。(第三十四条関係)
 - 二 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外三六号中 (人事課) 一一
 平成十五年五月三十日付け島根県報号外八三号中 (議事事務局) 一一

規 則

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第九十八号

島根県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県内水面漁業調整規則(昭和三十九年島根県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の表中

十月一日から十一月三十日まで

を

十月一日から十一月十四日まで

に改める。

第三十四条の表神西湖の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県告示第八百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 特定非営利活動法人 あいの会	指定した事業 通所介護	事業所の名称 デイサービスセンター あいの会	事業所の所在地 那賀郡三隅町三隅二二二番地	指定年月日 平成十五年十月六日
--------------------------	----------------	---------------------------	--------------------------	--------------------

島根県告示第八百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名 瀧川 弘敏	診療科目 小児科	従事する医療機関		指定年月日 平成十五年十月十日
		名称 すみれ小児科	所在地 浜田市熱田町五四一	

瀧川 すみ子	小児科	科 すみれ小児科	浜田市熱田町五四一	"
中村 英介	内科	島根医科大学医学部附属病院	出雲市塩冶町八九一	"
松崎 雅彦	整形外科	島根医科大学医学部附属病院	出雲市塩冶町八九一	"
久光 和則	外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ一〇三	"
新田 佳示	内科 外科 消化器科	医療法人久村診療所	簸川郡多伎町大字久村二六四	"
中西 啓文	呼吸器科	松江市立病院	松江市灘町一〇一	"

島根県告示第八百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 大原郡木次町土地改良区	事業 下垣内地区農道事業（非補助土地改良事業）	名称 平成十五年十月十五日	認可年月日 平成十五年十月十五日
----------------------	----------------------------	------------------	---------------------

島根県告示第八百八十二号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

江津市二宮町神主一九二九の一、一九二九の二、二〇三三の一、二一一九の一から二一九の二六まで、二一九の二八、二一九の二四から二一九の二七まで、二一九の三〇、二二二二の一、二二二四の一、二二二五の一、二二二五の三、二二二六、二二二七、二二二八の一から二二二八の三まで、二二二八の五、二二二九から二二三一まで、二二六〇、二二六一の一、二二六一の二、二二六二の一、二二六二の二、二二六三の一、二二六三の三、イ七七一、イ七二三の一、二二六、二二六、二二六六の一、二二六七の一、二二三八の一、二二三八の二、二二四〇から二二五一まで、二二五四から二二五六まで、二二五九の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第八百八十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字室谷三〇八、三〇八内一、三〇九、三一〇、三一〇内一、三一〇から三一三まで、一一九九、一二二九の二、金城町大字波佐イ一七七八、イ一七九の二、イ一七九の三、イ一七八〇、大字長田口二六九、口二六九内一から口二六九内三まで、口二七〇

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

江津市都野津町二二一九の四、二二一九の六、二二一九の三八、那賀郡三隅町大字井野二二一〇一、二二一〇二の一

(一) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第八百八十四号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

浜田市三階町一八一四の二、一八一四の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百八十五号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

簸川郡大社町大字入南字浜根一五三〇の一、一五三〇の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第八百八十六号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示

する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

能義郡広瀬町西谷九〇七、布部二七八九の二六、二七九〇の一、二七九〇の六、二七九一の三から二七九一の六まで、二七九一の二、二七九一の三、二七九一の二八、二七九一の二二、二七九一の二五、二七九一の二六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。()

島根県告示第八百八十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

能義郡広瀬町菅原一二八二から一二八四まで、一二九〇の一、一二九一の一、一二九一の三、一二九四の一、一二九五の一、一二九七の一、一二九八から一三〇五まで、一

三〇六の一、伯太町大字日次八三三の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第八百八十八号

平成十五年島根県告示第八百三十四号で保安林予定森林とされた次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十九条の規定に基づき、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所		不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
郡 名	町 名	大 字	字
邑 智	川 本	川 下	
			地 番
			三六九四
			森 林 の 権 利 者
			保 証 責 任 邑 智 生 絲 販 売 組 合 江 水 社
			住 所
			邑 智 郡 川 下 村 一 三〇七番地一
			理 事 安 田 蛙 吉

二 保安林の目的

土砂の流出の防備

島根県告示第八百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 区域の名称 下佐中¹

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線により囲まれた区域（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、昭和四十五年六月二日建設省告示第八百六十五号で指定した第十号に掲げる土地の区域を除く）

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
飯 石	掛 合	掛 合		二二二七番	一号
				三五二九番三	二号
				三五二九番二	三号及び四号
				二二二九番二	五号
				二二二八番	六号から八号まで

一 区域の名称 下佐中²

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線により囲まれた区域（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の規定により、昭和四十五年六月二日建設省告示第八百六十五号で指定した第十号に掲げる土地の区域を除く）

飯石	郡市	掛合	町村	掛合	大字	字	地番	標柱番号
							二二三二番 三五五三番 二三〇六番一地先 道路敷	一号及び二号 三号 四号
							二二三二〇番一 二三八二番四 二三八三番二 二二三二番	五号 六号 七号 八号

一 区域の名称 上村1
 二 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線により囲まれた区域

温泉津	郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
					六二六番四 六一六番三 四〇九番一 福光 一八九八番八 一七三番三 一七三番六 上村 四六一番	一号 二号 三号及び四号 五号 六号 七号 八号

一 区域の名称 西谷溢
 二 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域

益田	郡市	大谷	町村	大字	字	地番	標柱番号
						五〇七番二 二〇六六番 二〇六二番 五〇二番一 五〇五番 一六五四番 五〇六番一	一号 二号 三号 四号 五号及び六号 七号及び八号 九号

一 区域の名称 大峠
 二 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次に結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線により囲まれた区域

益田	郡市	久々茂	町村	大字	字	地番	標柱番号
						一七三三番 一三三八番四 一三三八番一 一三三八七番一 一三九〇番一 一七四〇番 一七三八番 一七三六番	一号 二号 三号 四号及び五号 六号 七号 八号 九号

一 区域の名称 笹倉郷
 二 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線により囲まれた区域

島根県告示第八百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条
第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、
同条第三項の規定により告示する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 区域の名称 仙道郷1
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十九号までを順次に結んだ線及び標柱
一号と二十九号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	美濃	町村	美都	大字	仙道	字	地番	標柱番号
路敷	一〇七番四地先道	六号	八一番	五号	六五番	三号及び四号	一八一八番一	一号及び二号

郡市	美濃郡	町村	美都町	大字	笹倉	字	地番	標柱番号
路敷	一〇八七番一	十一号	一一〇番	十号	一一〇四番	七号及び八号	一一〇四番	五号
							一一〇番	六号
							一一〇四番	七号及び八号
							一一〇四番	五号
							一〇九五番一	一号及び二号
							一一〇番	三号及び四号

- 一 区域の名称 仙道郷2
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次に結んだ線及び標柱一号

	小原	仙道	路敷	二五三四番地先道	七号
			路敷	二五三四番	八号
			路敷	二四番五地先道	九号及び十号
			道路敷	一八四四番一地先	十一号
			一四〇番一		十二号
			一八四五番三		十三号
			一一〇五番一		十四号
			一一〇七番一		十五号
			九番一		十六号
			七番一		十七号
			一番一		十八号
			一五七番二		十九号
			一四八番一		二十号
			一三四番		二十一号
			一二四番五		二十二号
			一一三番二		二十三号
			一一四番一		二十四号
			一〇五番一		二十五号
			一〇六番		二十六号
			八七番		二十七号
			六四番内一		二十八号
			五八番二		二十九号

と七号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
美濃	美都	仙道		一七六番一	一号
				一八四七番一	二号
				一八一番一	三号
				一八八番一	四号
				一九〇番	五号
				一九三番一	六号
				一七七番一	七号

- 一 区域の名称 仙道
- 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次に結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
美濃	美都	仙道		六三二番一	一号
				六二〇番	二号
				二〇〇七番	三号
				六〇四番一	四号
				六〇四番二	五号
				六〇四番三	六号
				六〇四番一	七号
				六一二番一	八号
				二〇一〇番四	九号
				二〇〇五番一	十号
				五八三番一	十一号
				二五一八番一	十二号
				六〇二番一	

島根県告示第八百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第六項の規定により告示する。

その関係図書は松江土木建築事務所及び広瀬町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 対象区域

能義郡広瀬町石原三五七番七

- 二 認定の年月日及び番号

平成十五年十月十五日 第二号

島根県告示第八百九十二号

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次のように改正し、平成十五年九月九日から施行する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信義

第三号の表日本海信用金庫の項中

東支店	東支店
新町支店	新町支店
	浜田市朝日町
	浜田市新町

を

東支店 浜田市朝日町 に改める。

公

告

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録し

たので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成十五年十月八日	島肥登 第四〇三 号	魚かす 粉末	7 5 魚 かす 粉末	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	該当な し	浜田共同水産加 工業協同組合 島根県浜田市原 井町三〇五〇番 地一

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成十五年十月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催場所

(一) 学科及び試験

大田市波根町九七〇 一 島根県立農業高等学校

(二) 実習

大田市波根町九七〇 一 島根県立農業高等学校

出雲市古志町三、七七五 島根県立畜産試験場

大原郡木次町大字下熊谷四七〇 島根県立種畜センター

二 開催期間

平成十六年一月二十六日(月)から同年二月二十七日(金)まで

三 受講者の定員

三十名まで

四 講習に係る家畜の種類

牛

五 講習の科目

(一) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論及び人工授精

(二) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法及び人工授精

六 受講資格

家畜人工授精に関する学識、技術修得しうる能力を有する者で免許取得後、家畜人工授精の業務に従事する者

七 受講願書の提出期限

平成十五年十二月十九日(金)

八 受講の手続き

講習会を受講しようとする者は、受講願書に履歴書に添えて住所地在管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千五百円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。ただし、受講免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

十一 その他

この講習会についての問い合わせは、松江市殿町一番地島根県農林水産部畜産振興課(〇八五二-一三一五-三三八)又は、隠岐支庁農林局、各農林振興センター家畜衛生部に行うこと。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 物品の名称及び数量
島根県統合型GIS詳細設計及び構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部土地資源対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成15年9月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
国際航業株式会社・株式会社エヌ・ティ・ティデータ共同企業体
島根県松江市朝日町484番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
63,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。
- 8 企画提案競技の実施についての公告を行った日
平成15年6月20日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年10月24日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 物品の名称及び数量
 - (1) 国外油彩画 ウラル・デュフイ作「氷上の祭」1点
 - (2) 日本画 筆者不詳「遊樂美人図」1点
日本画 筆者不詳「柳橋扇面流図屏風」1点
日本画 勝川春亭作「為朝図屏風」1点
 - (3) 日本画 菊池隆志作「初夏遊園」1点
日本画 山田喜作作「湘南初夏」1点
日本画 小早川清作「宵」1点
日本画 菊池華秋作「雪晴」1点
日本画 檀本千花俊作「池畔春興」1点
日本画 檀本千花俊作「口紅を描く」1点
日本画 檀本千花俊作「春雪」1点
日本画 池田魚園作「小松引き」1点
日本画 柿内青葉作「池」1点
日本画 不二木阿古作「爽朝」1点
日本画 小堀鞆音作「舞楽図屏風」1点
日本画 小村大雲作「佐登」1点
 - (4) 版画 ラウル・デュフイ作「狩獵」1点
版画 ラウル・デュフイ作「ダズス」1点
服飾 シヤルル＝ワレデリック・ウォルト作「ボールガウン」1点
服飾 リバティ商會作「チヤイガウン」1点
服飾 マリアノ・フォルチュニイ作「コート」1点
服飾 ウイーン工房、ダゴバルト・ペツヒエ作「カフタン」1点

報 島 根 県

チキスタイル ウェーン工房、フェリス・リック又作「クレムリン」1点
服飾 ウェーン工房、ワックス・ヌシエウ作「チュニツク風ドレス、チキスタイル「バリエル」」1点

服飾 ウェーン工房、ワックス・ヌシエウ作「ドレス、チキスタイル「エロス」」1点

服飾 ウェーン工房、ワックス・ヌシエウ作「ドレス、チキスタイル「ゼレニカ」」1点

服飾 スドレーヌ・ダイオネ作「ディ・ドレス (1920年頃制作)」1点

服飾 スドレーヌ・ダイオネ作「ディ・ドレス (1934年頃制作)」1点

服飾 クリストバル・バレンシアガ作「カクテルドレス、ジャケット、靴」1点

服飾 クリスチャン・ディオール作「ボールガウン、靴」1点

服飾 クリスチャン・ディオール作「ボールガウン、ストール、靴」1点

服飾 グレゼ「イブニング・ドレス」1点

服飾 クリストバル・バレンシアガ作「カクテルドレス」1点

服飾 ゴンブラ・ローヌ作「ワード付きカフタン」1点

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県環境生活部文化振興課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年9月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 株式会社 日動画廊 代表取締役社長 長谷川徳七 東京都中央区銀座五丁目3番16号

(2) 柳孝 京都府京都市東山区大和通路新門前上る西之町195番地

(3) 株式会社 晶光 代表取締役 増本紘紀 東京都渋谷区代々木三丁目57番7号

(4) 有限会社 ガレリア・グラフィカ 代表取締役 栗田玲子 東京都中央区銀座六丁目13番4号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 69,300,000円

(2) 44,625,000円

(3) 32,235,000円

(4) 30,957,000円

6 契約相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

出

書

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第三六号中に誤りがあったので、次のように訂正
提出番号。

ページ	段	行	誤	正
三	ト	始めから十五	一茶わし	三茶わし

平成十五年五月三十日付け島根県報号外八三号中に誤りがあったので、次のように訂正
番号。

ページ	欄	所	誤	正
二		島根県議会庶務課三 号の様式甲	島根県起案用紙	島根県起案用紙 様式第6号

毎週火・金曜日発行

平成十五年十月二十四日印刷
平成十五年十月二十四日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)